

## 議案第 1 号

### 平成 27 年度鳥取県一般会計補正予算

平成 27 年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,979,861 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 356,082,103 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

平成 27 年 9 月 11 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 第1表 歳入歳出予算補正

### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 分担金及び負担金		千円 506,832	千円 4,000	千円 510,832
	2 負 担 金	423,589	4,000	427,589
8 使用料及び手数料		4,095,762	2,793	4,098,555
	1 使 用 料	3,060,369	2,793	3,063,162
9 国庫支出金		46,270,373	461,527	46,731,900
	1 国庫負担金	14,008,833	355,027	14,363,860
	2 国庫補助金	30,934,393	78,500	31,012,893
	3 委 託 金	1,327,147	28,000	1,355,147
12 繰 入 金		17,958,049	754,859	18,712,908
	2 基金繰入金	17,886,086	754,859	18,640,945
13 繰 越 金		3,469,128	1,634,469	5,103,597
	1 繰 越 金	3,469,128	1,634,469	5,103,597
14 諸 収 入		12,938,303	79,213	13,017,516
	5 受託事業収入	6,329,458	79,200	6,408,658
	8 雑 入	1,943,391	13	1,943,404
15 県 債		44,236,000	43,000	44,279,000
	1 県 債	44,236,000	43,000	44,279,000
歳 入 合 計		353,102,242	2,979,861	356,082,103

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		千円 894,713	千円 500	千円 895,213
	1 議 会 費	894,713	500	895,213
2 総 務 費		26,756,889	73,585	26,830,474
	1 総 務 管 理 費	12,615,176	1,224	12,616,400
	2 企 画 費	7,981,762	13,158	7,994,920
	3 徴 税 費	2,040,042	2,968	2,043,010
	4 市 町 村 振 興 費	1,212,094	9,309	1,221,403
	5 選 挙 費	396,324	1,576	397,900
	6 防 災 費	1,768,369	45,350	1,813,719
3 民 生 費		44,907,306	102,891	45,010,197
	1 社 会 福 祉 費	34,000,430	7,839	34,008,269
	2 児 童 福 祉 費	10,135,302	95,052	10,230,354
4 衛 生 費		13,855,163	1,265,089	15,120,252
	1 公 衆 衛 生 費	3,085,215	9,263	3,094,478
	2 環 境 衛 生 費	2,495,936	39,000	2,534,936
	4 医 薬 費	7,060,235	1,216,826	8,277,061
5 労 働 費		3,166,699	29,242	3,195,941
	1 労 政 費	2,235,764	28,000	2,263,764
	2 職 業 訓 練 費	833,594	1,242	834,836
6 農 林 水 産 業 費		23,627,302	163,849	23,791,151

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 農 業 費	千円 6,532,483	千円 99,917	千円 6,632,400
	2 畜 産 業 費	1,505,458	16,890	1,522,348
	3 農 地 費	6,643,527	19,186	6,662,713
	4 林 業 費	6,736,697	20,399	6,757,096
	5 水 産 業 費	2,209,137	7,457	2,216,594
7 商 工 費		13,199,586	753,812	13,953,398
	1 商 業 費	3,377,691	2,252	3,379,943
	2 工 鉱 業 費	8,305,476	678,066	8,983,542
	3 観 光 費	1,516,419	73,494	1,589,913
8 土 木 費		48,585,245	579,933	49,165,178
	2 道路橋りょう費	26,721,380	106,200	26,827,580
	3 河川海岸費	11,889,267	39,180	11,928,447
	4 港 湾 費	3,706,558	30,500	3,737,058
	5 都市計画費	1,826,186	230,000	2,056,186
	6 住 宅 費	3,125,542	174,053	3,299,595
9 警 察 費		17,162,354	6,404	17,168,758
	1 警察管理費	14,946,312	6,404	14,952,716
10 教 育 費		73,358,643	4,556	73,363,199
	1 教育総務費	11,157,188	1,080	11,158,268
	5 特別支援学校費	6,410,592	3,476	6,414,068
歳 出 合 計		353,102,242	2,979,861	356,082,103

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	5 水産業費	特定漁港漁場整備事業費	千円 227,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	地域高規格道路整備事業費	665,600
	3 河川海岸費	防災・安全交付金事業費 (通常砂防事業)	188,340
		防災・安全交付金事業費 (急傾斜地崩壊対策事業)	97,540
計			1,178,480

### 第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
議会棟屋上外壁タイル改修工事	平成28年度	15,093 <small>千円</small>
県営東山水泳場指定管理料	平成28年度	58,941
鳥取県保育士等修学資金貸付金	平成28年度から 平成29年度まで	6,480
療育園電子カルテ整備委託	平成28年度から 平成32年度まで	24,555
難病医療等システム再構築委託	平成28年度から 平成32年度まで	5,720
鳥取砂丘新発見伝事業負担金	平成28年度	10,000

変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
看護学生等修学 資金貸付金	平成28年度から平成31年度 まで	千円 604,056	看護学生等修学 資金貸付金	平成28年度から平成31年度 まで	千円 629,976
とっとり住まいる 支援事業補助	平成28年度	補助金総額 227,200千円 を限度として、平成27 年度に交付 決定した額 から平成27 年度に交付 した額を差 し引いた額	とっとり住まいる 支援事業補助	平成28年度	補助金総額 462,470千円 を限度として、平成27 年度に交付 決定した額 から平成27 年度に交付 した額を差 し引いた額
鳥取県版経営 革新総合支援 (県版認定計画) 事業補助	平成28年度から平成29年度 まで	補助金総額 660,000千円 を限度として、平成27 年度に交付 決定した額 から平成27 年度に交付 した額を差 し引いた額	鳥取県版経営 革新総合支援 (県版認定計画) 事業補助	平成28年度から平成29年度 まで	補助金総額 1,260,000千円 を限度として、平成27 年度に交付 決定した額 から平成27 年度に交付 した額を差 し引いた額

第4表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
砂 防 費	千円 2,499,000				千円 2,515,000			
公 園 費	0				27,000	証書借入れ 又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

ただし、各目的ごとの起債の額の合計は、歳入予算で定める県債の額を超えないものとする。